

改正労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

西日本物流サービス株式会社



改正労働者派遣法に基づくマージン率等について以下のとおり公開します。

1. 対象期間

平成29年1月1日 ～ 平成29年12月31日

2. マージン率等

No	項目	数値等
1	派遣労働者の数	6 人
2	派遣先の数	2 件
3	マージン率	24.21%
4	教育訓練に関する事項	3. その他 (1) (2)を参照
5	労働者派遣に関する料金額の平均額 (1日8時間当たりの額)	11,400 円
6	派遣労働者の賃金額の平均額 (1日8時間当たりの額)	8,640 円
7	その他参考となると認められる事項	3. その他 (3) (4)を参照

3. その他

- (1) 作業上の必要と思われる広範な情報の提供
- (2) 資格試験に対する情報提供・作業服&作業用品貸与・レクチャー等の支援
- (3) 拠点責任者による個別面談・懇親会等による聞き取りの作業状況の把握
- (4) 作業実施上での問題点におけるアドバイス及び客先折衝
- (5) 作業・稼働状況の把握を行い、高稼働の抑制・その他営業的支援等
- (6) 年1回の健康相談、担当部署毎のメンタルケア/カウンセリング